

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年11月9日

京都市長 門川大作

京都市規則第48号

京都市会計規則の一部を改正する規則

第1条 京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とする。

第43条の2第1項に次の1号を加える。

(2) 京都市新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金条例に規定する寄付金を
領収する場合

第43条の2第5項に次の1号を加える。

(6) 京都市新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金条例に規定する寄付金を
領収した場合又は払込みを受けた場合

別表第1賃金の項を削る。

別表第2 1中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第91号までを1号
ずつ繰り上げる。

別表第4中「第122号 行財政局財政部財政課長」を「第122号 削除」に改め
る。

第2条 京都市会計規則の一部を次のように改正する。

別表第4中「第122号 削除」を「第122号 京都奏和高等学校事務長」に改め
る。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年1月4日から施行す
る。

(会計室)